

互助会の解約をお手伝いします！

「互助会に加入していたけど、違う葬儀社で葬儀をしたので会費が無駄になった」
という方が増えています…

実は…

その互助会には解約すれば、振込掛金が戻ってくるんです！

~~払込掛金が戻ります。~~

手続きが
わずらわしい

問い合わせを
したら電話を
たらいまわしに
された

いつも電話中で
つながらない

しがらみがあって
連絡しづらい

このような理由で、
諦めるケースが多々あります。

『でも、本当にそれで良いのですか？』

あなたのお父様、お母様の**残された方への最後の思いやりが互助会費**です。
立ち止まって再考してみる価値は十分にあると思いませんか？

あいりん行政書士法人

~~私ども~~では、上記のような理由で、
解約手続きを迷っておられる方への
お手伝いをさせて頂いております。

Free画像

代行手数料は 解約返戻金にかかわらず

11,000円
(消費税, 交通費, 実費等入)

但し、まれに裁判をしないと返金に応じてもらえなかったり、ご依頼者様の希望で長期の手続き交渉になるケースもあります。
そのような場合には、別途、費用を加算する場合もございますが、必ず手続きに入る前にお見積もり額を提示させていただきます。

ご用意いただくもの

1 加入者証
(会員証)

2 ご本人又は相続人の方
であることの
証明書類
(運転免許証・健康保険証
・戸籍謄本等)

3 印 鑑

4 振込口座の
情報
(通帳の写し等)

返金の額

払込掛金の合計額から所定の解約手数料を差し引いた金額。
解約手数料は、加入時の契約に基づいて計算されます。
※返金先は、原則として加入者本人の口座に直接返金されます。

返金の時期

経済産業省の指針では「30日以内、できれば15日以内を目標に努力すべきもの」とされています。

※依頼時はご自宅またはご指定場所に伺ってご相談に応じます。

相続にかかわる以下のようなご相談も合わせて承っております。

▶ 相続登記手続き

▶ 遺言・家族信託

▶ 相続税の申告

▶ 相続放棄手続き

▶ 成年後見

▶ 相続人間のもめごと

私ども「Evis Partners」では、他士業との業務提携をしております。

提携先としては、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等、一線で活躍しているスペシャリストばかりです。
このネットワークを活用することで、ワンストップで皆様のお悩みを解決し、または、お役に立てることを目指しております。

Evis

〒130-0

9

[FAX]

あいりん行政書士法人

0120-337-342 (無料通話)

Mail: info@airins.jp

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-12-1 カリオカビル 6F

ビス

9

hi.jp